○東海大学大学院総合理工学研究科，生物科学研究科規程

（制定　2005年４月１日）

改訂　2007年４月１日　2008年４月１日
2009年４月１日　2014年４月１日
2015年４月１日　2018年４月１日
2021年４月１日　2022年４月１日
2023年４月１日

（趣旨）

第１条　この規程は，東海大学大学院学則（昭和38年４月１日制定）に定める東海大学大学院総合理工学研究科，生物科学研究科（以下「二研究科」という。）に関し，詳細について定める。

（運営）

第２条　二研究科の運営は，湘南，渋谷，清水，伊勢原，高輪，熊本，阿蘇，札幌の８校舎（以下「各校舎」という。）の協力により行い，二研究科の教育研究は，各校舎の教員が担当又は分担する。

（研究科，専攻，コース）

第３条　二研究科の博士課程に次の専攻及びコースを置く。

研究科名	専攻名	コース名
総合理工学研究科	総合理工学専攻	物理・数理科学コース
		情報理工学コース
		電気・電子コース
		生命理工学コース
		材料・化学コース
		機械・航空宇宙コース
		建築・土木コース
		海洋理工学コース
		地球環境科学コース
生物科学研究科	生物科学専攻	生物資源科学コース
		生命科学コース

（教員組織）

第４条　二研究科の教員組織は，各校舎所属の教授，准教授及び講師のうち，二研究科における研究指導又はその補助を担当する資格を有する者をもって構成する。

第５条　学生の研究指導のため，学生１人に対し，指導教員を１人置く。

２　指導教員は，学生の研究指導を総括的に担当する。さらに，指導教員とともに研究指導を行う副指導教員を最大２名まで置くことができる。

３　指導教員は，研究指導を担当する資格を有する教員をもって充てる。

４　研究科長は，研究科教授会の議を経て，指導教員及び副指導教員を定める。

（運営組織）

第６条　二研究科に研究科教授会を置き，その規程は，別に定める。

（入学）

第７条　二研究科の入学試験に関することは，別に定める。

（学生の配属）

第８条　学生は，第５条第２項に規定する指導教員が専任として所属する学部のある各校舎に配属される。

（教育方法）

第９条　二研究科の教育は,研究指導及び共同ゼミナール,専修ゼミナールによって行う。

（履修方法）

第１０条　学生は，指導教員の指定する，共同ゼミナールを 30 時間以上，専修ゼミナールを 30 時間以上，合計 60 時間以上を受講しなければならない。

２　共同ゼミナールの実施方法については，大学院運営委員会の議に基づき，運営委員長が定める。

３　二研究科が教育上有益と認めるときは，学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを研究科教授会の議を経て認めることができる。ただし，当該研究指導を受ける期間は１年を越えないものとし，更に教育上有益であると研究科において認めるときは，１年以内の延長を認めることができる。

（研究指導）

第１１条　学生は，指導教員の指導に従い，研究題目を定め，速やかに研究題目届（別紙様式第１号）により研究題目及び研究計画を指導教員に届け出なければならない。研究題目を変更するときも同様とする。

２　前項の届け出を受けた指導教員は，速やかに教育研究指導計画書（別紙様式第２号）を作成し，研究科長に届け出る。

（学位申請論文の提出，審査等）

第１２条　学位申請論文の提出，審査の方法等は，東海大学学位規程に定める。

（事務）

第１３条　二研究科に関する事務は，ヒューマンソサエティカレッジオフィス，サイエンス・エンジニアリングカレッジオフィス，ウェルビーイングカレッジオフィス，メディカルサイエンスカレッジオフィス，グローバルシチズンカレッジオフィス，スルガベイカレッジ静岡オフィス，フェニックスカレッジ熊本オフィス，ウチムラカンゾウカレッジ札幌オフィスにおいて担当し，学長室において調整する。

（研究生）

第１４条　削除

（雑則）

第１５条　この規程以外の，二研究科の運営に関し必要な事項は，研究科教授会の議を経て，研究科長が定めるものとする。

第１６条　この規程以外の，二研究科の運営に関し必要な事項は，大学院運営委員会の議を経て，運営委員長が定めるものとする。

付　則

この規程は，2005 年４月１日から施行する。

付　則（2023 年４月１日）

この規程は，2023 年４月１日から施行する。